

## 名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、図書、書架等を整備するための新たな財源を確保し、もって図書館サービスの維持、向上を図るため、名張市立図書館（以下「図書館」という。）において名張市立図書館応援スポンサーを募集し、スポンサーの名称の表示及び広告の掲出等を行う、名張市立図書館応援スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (応募資格)

第2条 名張市立図書館応援スポンサーに応募することができる者（以下「事業者等」という。）は、事業者又はこれらの連合体又は国、地方公共団体、公益法人その他これらに類する者であって、名張市広告掲載事業実施要綱（平成18年告示第224号）第3条ただし書きに規定する事業者等に該当しないものとする。

2 名張市立図書館応援スポンサーの応募の申出は、名張市立図書館応援スポンサー制度応募申出書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付して、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出することにより行うものとする。

(1) 事業者等の概要がわかる書類（パンフレットやホームページに掲載している企業概要を印刷したもの等）

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

3 同一の事業者等による応募は、1件とする。

### (スポンサーの審査及び決定)

第3条 前条第2項の規定による申出があった場合は、名張市立図書館応援スポンサーの適否について、名張市広告等審査委員会設置要綱（令和3年告示第151号）第1条に規定する名張市広告等審査委員会において審査するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による審査が行われた場合において、当該審査の結果により、名張市立図書館応援スポンサーの適否を決定し、名張市立図書館応援スポンサー決定通知書（様式第3号）を当該事業者等に送付することにより、通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により名張市立図書館応援スポンサーを決定した場合は、図書館ホームページにおいて当該名張市立図書館応援スポンサーが指定する名称を表示するものとする。

### (スポンサーの期間等)

第4条 名張市立図書館応援スポンサーの期間（以下「スポンサー期間」という。）は、

毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、これを更新することを妨げない。

2 前条第2項の規定による名張市立図書館応援スポンサーの決定の通知を受けた事業者等（以下「スポンサー」という。）は、前項ただし書の規定によりスポンサー期間の更新をしようとするときは、当該スポンサー期間の満了する日の30日前までに名張市立図書館応援スポンサー期間更新申出書（様式第4号）を教育委員会に提出することにより申し出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申出があった場合において、スポンサー期間の更新を承認するときは、名張市立図書館応援スポンサー期間更新承認通知書（様式第5号）を当該申出をしたスポンサーに送付することにより、通知するものとする。

（スポンサー料）

第5条 スポンサーは、スポンサー料として年額30,000円を市長が定める日までに納付しなければならない。

2 前項の場合において、その年度の途中にスポンサーとなった事業者等に係るスポンサー料は、2,500円にスポンサーになった日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。

3 既納のスポンサー料は返還しない。ただし、市の都合によりスポンサーの中止をする場合には、2,500円に当該中止をする日の属する月の翌月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額を返還するものとする。

（広告の掲出等）

第6条 教育委員会は、スポンサーに対し、図書館の施設内に設置した掲示板（以下「掲示板」という。）に広告を掲出する権利を付与するものとする。

2 掲示板の規格は、次の表に定めるとおりとする。

区画数	9区画
区画の大きさ	縦500ミリメートル、横500ミリメートル
掲出の条件	平面の構造であって、簡易な方法で掲示板に掲示することができるものに限る。

3 掲示板のうち使用できる区画は、図書館長が指定するものとする。

4 図書館長は、図書館の管理上、災害その他やむを得ない理由がある場合には、掲示板の位置を変更し、又は一時的に撤去することができるものとする。

5 スポンサーは、掲示板に広告の掲出を希望する場合は、名張市立図書館応援スポンサー広告掲出申出書（様式第6号）に広告の原稿を添付して教育委員会に提出することにより、申し出なければならない。

6 前項の申出は、第2条第2項の規定による申出と同時に行うことができるものとする。

7 第3条の規定は、第5項又は前項の規定による申出があった場合について準用する。

この場合において、同条第2項中「名張市立図書館応援スポンサー決定通知書（様式第3号）」とあるのは「名張市立図書館応援スポンサー広告掲出決定通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（広告の掲出に係るスポンサーの遵守事項）

第7条 前条第7項において読み替えて準用する第3条の規定により、広告の掲出の決定（次条において「広告掲出決定」という。）を受けたスポンサーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）図書館の運営上又は安全上必要な図書館長の指示に従うこと。
- （2）広告に係る利用者等からの問合せに対応すること。
- （3）広告を掲出するときは、図書館長の指示に従い、スポンサー自らが行うこと。
- （4）広告を撤去するときは、図書館長の指示に従い、スポンサー自らが行うとともに、掲示板を現状に復し、図書館長の点検を受けること。
- （5）その他広告に関し、図書館長が必要と認めること。

（広告の変更）

第8条 広告掲出決定を受けたスポンサーは、その決定に係る広告の内容を変更しようとするときは、当該変更をしようとする日の30日前までに名張市立図書館応援スポンサー広告変更申出書（様式第8号）に当該変更に係る資料を添えて教育委員会に提出することにより申し出なければならない。

2 第3条の規定は、前項の申出があった場合の審査について準用する。この場合において、同条第2項中「名張市立図書館応援スポンサー決定通知書（様式第3号）」とあるのは「名張市立図書館応援スポンサー広告掲出変更決定通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

（広告の掲出の期間等）

第9条 スポンサーによる広告の掲出は、スポンサーである期間の範囲内において行うものとする。

（広告の掲出等に要する費用）

第10条 広告の作成、運搬、撤去その他広告の掲出のために必要な費用は、当該広告に係るスポンサーが負担しなければならない。

（コラボレーション企画）

第11条 スポンサーは、図書館において、図書館が所蔵する図書、資料等を使用した展示その他の企画（以下「コラボレーション企画」という。）の実施を立案し、図書館長に提案することができるものとする。

2 スポンサーは、前項の規定による提案をする場合には、名張市立図書館応援スポンサー制度コラボレーション企画実施提案書（様式第10号）にコラボレーション企画の概要がわかる資料等を添付して図書館長に提出することにより行うものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長は、スポンサーに対しコラボレーション企画の実施を提案することができるものとする。
- 4 図書館長は、前3項の規定によりコラボレーション企画を実施する場合には、図書館事業の円滑な実施、利用者の利便性等を勘案して、その時期、及び内容を決定するものとする。
- 5 コラボレーション企画は、図書館、スポンサーの双方が協力して行うものとする。
- 6 コラボレーション企画の実施に関して費用が生じるときは、その負担について市とスポンサーが協議の上、決定するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。

名張市教育委員会 宛て

提出者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

名張市立図書館応援スポンサー制度応募申出書

名張市立図書館応援スポンサー制度に応募しますので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第2条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

スポンサー名	(上記事業者等名称と異なる場合のみ記入してください。)
所在地	
事業等の概要	
開始希望年月日	年 月 日
担当者氏名 連絡先	TEL
添付資料	<p>(1) 法人又は団体の概要がわかる書類（パンフレットやホームページに掲載している企業概要を印刷したもの等）</p> <p>(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）</p> <p>(3) その他</p> <p>※同時に広告の掲出を希望する場合は、名張市立図書館応援スポンサー広告掲出申出書（様式第6号）及び掲出しようとする広告の原稿を添付してください。</p>

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

提出者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

### 誓約書兼同意書

名張市立図書館応援スポンサー制度に応募するに当たり、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第2条第2項の規定により、下記の事項に同意し、遵守しますので本書を提出します。

#### 記

#### 1. 図書館サービスの無料性・中立性・公平性の尊重

- (1) 名張市立図書館（敷地を含みます。以下「図書館」といいます。）における図書館サービスの無料性、中立性、公平性が最優先されることを理解し、これを尊重します。
- (2) 名張市立図書館応援スポンサーであることを理由として、特定の資料の購入・除却、特定の個人・企業・団体に有利又は不利となるサービス提供、イベントや展示内容への不当な介入等を要請しません。

#### 2. 遵守事項

名張市立図書館応援スポンサーに関連して、次に掲げる行為は行いません。

- (1) 図書館での自社商品やサービスの直接的な販売促進、勧誘、営業活動
- (2) 図書館の利用者を対象とするアンケート、マーケティング調査、営業活動等
- (3) 図書館サービスの内容及び方針に不当な影響を与える行為
- (4) 法令、公序良俗又は市の条例・規則に反する行為
- (5) 図書館及び市の品位・信用、利用者の信頼を損なうおそれのある行為

#### 3. 反社会的勢力排除等に関する同意

- (1) 自ら及びその役員・主要株主等が反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
- (2) 関連会社及び役員等に法令違反、重大なコンプライアンス違反、反社会的勢力との関係、社会的非難を著しく受ける不祥事等が生じ、図書館又は市の信用若しくは名誉を害するおそれがある場合は、名張市教育委員会が名張市立図書館応援スポンサーの決定を取り消すことに異議を唱えません。

#### 4. その他

本書に定めのない事項について、市の関係条例等の定めに従うことに同意します。

様

名張市教育委員会

名張市立図書館応援スポンサー決定通知書

年 月 日付けで申出のあった名張市立図書館応援スポンサーについては、下記のとおり決定しましたので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第3条第2項の規定により通知します。

記

1. 決定区分

- 名張市立図書館応援スポンサーとして適当と認めます。
- 名張市立図書館応援スポンサーとして適当と認めません。  
(理由)

2. 名張市立図書館応援スポンサーの期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. その他

スポンサー料は、同封の納入通知書により、年 月 日までに納付してください。

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

提出者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

名張市立図書館応援スポンサー期間更新申出書

名張市立図書館応援スポンサーの期間を更新したいので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第4条第2項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1. 名張市立図書館応援スポンサー名

2. 更新しようとする期間

年 月 日から 年 月 日

様式第5号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

名張市教育委員会

名張市立図書館応援スポンサー期間更新承認通知書

年 月 日付けで申出のあった名張市立図書館応援スポンサーの期間の更新については、下記のとおり承認しますので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第4条第3項の規定により通知します。

記

1. 名張市立図書館応援スポンサー名

2. 承認後の名張市立図書館応援スポンサーの期間

年 月 日から 年 月 日

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

提出者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

名張市立図書館応援スポンサー広告掲出申出書

名張市立図書館応援スポンサーに係る広告の掲出を希望しますので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第6条第5項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

1. 広告掲出の開始希望年月日

年 月 日（名張市立図書館の開館日に限ります。）

2. 広告掲出の終了年月日

年 月 日（名張市立図書館の開館日に限ります。）

3. 確認事項

（広告の掲出に当たり、以下の項目について確認した場合は、を記入してください。）

- この広告は、販売、勧誘を目的としたものではありません。
- この広告中に第三者の権利を含むものがある場合、その権利に係る承諾は、提案者において取得しています。
- 著作権、肖像権、商標権等の侵害はありません。
- 本制度の審査等の事務のために必要な範囲で、名張市教育委員会が個人情報を利用することに同意します。

4. その他

第 号  
年 月 日

様

名張市教育委員会

名張市立図書館応援スポンサー広告掲出決定通知書

年 月 日付けで申出のあった名張市立図書館応援スポンサーの広告の掲出については、下記のとおり決定しましたので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第6条第7項において読み替えて準用する第3条第2項の規定により通知します。

記

1. 決定区分  広告の掲出を認めます  
 広告の掲出を認めません  
 広告の一部掲出を認めます  
(理由)

2. 掲出期間

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

提出者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

名張市立図書館応援スポンサー広告変更申出書

名張市立図書館応援スポンサーに係る広告の変更を希望しますので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第8条第1項の規定により、広告の原案を添えて下記のとおり申し出ます。

記

1. 変更後の広告掲出の開始希望年月日

年 月 日（名張市立図書館の開館日に限ります。）

2. 変更後の広告掲出の終了年月日

年 月 日（名張市立図書館の開館日に限ります。）

3. 確認事項

（広告の掲出・変更に当たり、以下の項目について確認した場合は、を記入してください。）

- この広告は、販売、勧誘を目的としたものではありません。
- この広告中に第三者の権利を含むものがある場合、その権利に係る承諾は、提案者において取得しています。
- 著作権、肖像権、商標権等の侵害はありません。
- 本制度の審査等の事務のために必要な範囲で、名張市教育委員会が個人情報を利用することに同意します。

4. その他

第 号  
年 月 日

様

名張市教育委員会

名張市立図書館応援スポンサー広告掲出変更決定通知書

年 月 日付けで申出のあった名張市立図書館応援スポンサーの広告の変更については、下記のとおり決定しましたので、名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）第8条第2項において読み替えて準用する第3条第2項の規定により通知します。

記

1. 決定区分  広告の変更を認めます。  
 広告の変更を認めません。  
(理由)

2. 掲出期間

年 月 日から 年 月 日まで

名張市立図書館長 宛て

提案者 所在地

事業者等名称

代表者氏名

印

名張市立図書館応援スポンサー制度コラボレーション企画実施提案書

名張市立図書館応援スポンサー制度実施要綱（令和8年名張市教育委員会告示第 号）  
第11条第2項の規定により、下記のとおりコラボレーション企画を提案します。

記

企画のタイトル	
趣旨、目的	
企画の区分	展示 ・ その他（ ）
希望する期間 (最長1か月間)	第1希望 年 月 日～ 年 月 日
	第2希望 年 月 日～ 年 月 日
企画の概要	
施設における 工作等その他	
担当者氏名 連絡先	TEL
確認事項	<p>企画の実施を提案するに当たり、以下の項目について確認した場合は、☑を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> この企画は、販売、勧誘を目的としたものではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 展示物等に第三者の権利を含むものがある場合、その権利に係る承諾は、提案者において取得しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 著作権、肖像権、商標権等の侵害はありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 本制度の審査等の事務のために必要な範囲で、名張市教育委員会が個人情報を利用することに同意します。</p>